

平成22年8月24日

収穫調査業務説明会の開催について

関東森林管理局では、国有林の立木を伐採又は売り払うために、樹種、材積、材質などを調査する収穫調査業務を委託により実施しています。

この収穫調査業務を委託する相手方（指定調査機関）については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日 法律第246号）第6条の6の指定の基準により、調査業務を適正かつ確実に実施するに足る技術的能力等を有し、一般社団法人又は一般財団法人であること等が規定され、申請に基づき審査を経て国の指定を受けた方に委託をすることとしております。（詳細は別紙1を参照してください）

この度、指定調査機関の指定を希望される方を対象に、収穫調査業務内容及び指定調査機関への指定に向けた申請書類等について説明会を下記により実施することとしました。調査区域は貴団体が所在する都府県のみ限定的な申請も可能ですので、振るって参加いただきますようご案内いたします。

なお、勝手ながら説明会への参加を希望される方は、別紙2に記載の上、9月3日（金）までに関東森林管理局販売課までFAX又はメールでご連絡いただきますようお願いいたします。また、不明な点等がございましたら下記連絡先までお問い合わせ下さい。

記

1 日時及び場所

- (1) 平成22年9月7日（火） 13時15分～15時15分
関東森林管理局 東京事務所 会議室
東京都江東区東陽6-1-42
- (2) 平成22年9月8日（水） 13時15分～15時15分
関東森林管理局 会議室
群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

2 説明会の内容

- (1) 指定調査機関制度について
- (2) 関東森林管理局収穫調査規程について
- (3) 質疑応答
- (4) その他

（問合せ先：関東森林管理局 販売課 課長補佐
（電 話） 027-210-1186
（F A X） 027-210-1189
（メールアドレス） shinobu_moriya@rinya.maff.go.jp）

別紙 1

国有林野の管理経営に関する法律(抜粋)

第六条の五（指定調査機関の指定）

農林水産大臣は、その指定をする者（以下「指定調査機関」という。）に、国有林野の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「調査業務」という。）を行わせることができる。

- 一 樹種、材積、材質その他の樹木の伐採又は売払いに必要な事項を調査すること。
 - 二 前号の調査により農林水産大臣が定める伐採又は売払いの基準に適合すると認められる樹木に、農林水産省令で定める記号を表示すること。
- 2 前項の規定による指示は、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

第六条の六（指定の基準）

農林水産大臣は、前条第二項の申請が次に掲げる要件に適合していると認められるときでなければ、指定調査機関の指定をしてはならない。

- 一 調査業務を適正かつ確実に実施するに足る技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。
 - 二 調査業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって調査業務が不公正になるおそれがないこと。
 - 三 その指定をすることによって調査業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。
- 2 農林水産大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。
- 一 民法（明治29年法律第89号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 第六条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうちに、この法律に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

別紙 2

関東森林管理局 森林整備部 販売課 課長補佐 あて
(FAX) 0 2 7 - 2 1 0 - 1 1 8 9

収穫調査業務説明会出席申し込み

住 所
団 体 名
代表者氏名
連絡者氏名
電 話 番 号

出席者氏名（人数： 名）

役 職 名	氏 名